


提出 順番	No. 5	平成25年8月28日 午前・午後 11 時45分
----------	----------	-----------------------------

平成 25 年 8 月 28 日

幕別町議会議長 古川 稔 様

幕別町議会議員 野原恵子 

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 障害者が地域で安心して暮していける手だてを	<p>2000 年実施の「社会福祉基礎構造改革」は、福祉や介護を市場原理に委ねる利用契約制度（買う福祉）を導入し、社会保障制度を大きく変えました。</p> <p>この改革の一環として、国は持続可能な制度、国民みんなで支えあうなどを理由に、利用者負担の見直し（応益負担制度の導入）をおこないました。これにより低所得者ほど負担増に苦しめられ、利用料が払えないためサービス利用を抑制、断念するという事態が次つぎに起こりました。</p> <p>2006 年 4 月から障害者自立支援法が実施されましたが、応益負担制度は障害者・家族の生活を苦しめました。以前の支援費制度では、応能負担であったためサービスを利用していたおよそ 95%が非課税世帯であり、無料でサービスを受けていましたが、応益負担の導入により福祉サービスを受けるほとんどの人が、原則一割の利用料負担と施設の食費等の実費負担を課せられました。いままで通り作業所で働いていても賃金よりも、高い利用料をはらわなければならない実態は、障害者の働く意欲や社会に参加したいという願いを踏みにじりました。</p> <p>障害者自立支援法に反対する多くの障害関係者の廃止を求める声に押され、国は「立法課程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行したこと」にあると認め、法整備のため障害者当事者が政府の政策立案に参加する「障</p>

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
	<p>がい者制度改革推進会議」が設置され提言がまとめられました。しかし今年度から「障害者総合支援法」として施行された新法は、根幹を温存し障害者支援法を若干手直ししたものの障害を自己責任とし、応益負担を課す仕組みはそのままです。</p> <p>従って次の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 庁舎内に障害者の総合的な相談窓口をもうけ、相談支援専門員の配置を。</li> <li>② 相談支援専門員を養成するために、研修の機会を増やすよう道に求めていること。</li> <li>③ 事業所への基本相談委託料の拡充を。</li> <li>④ ケアホーム・グループホームに入所したくても、入所料が高く入所できない。住宅料の助成を。</li> <li>⑤ 障害基礎年金二級・月額6万6千円では、自立して暮らしていけない年金額の引き上げを国に求めていること。</li> <li>⑥ 平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになっている。幕別町と町内事業所の雇用率は。</li> <li>⑦ 町の職場体験は障害者を励まし、生きる姿勢を前向きにしている。三障害にひろげ雇用につなげていくこと。</li> </ol>